

## 市町村立中学校及び県立中学校で使用する教科用図書の採択状況等についての報告

義務教育課

### 1 概要

令和3年度からの新学習指導要領（中学校）の完全実施にあたり、各採択地区協議会及び各県立中学校において、令和3年度から令和6年度まで市町村立中学校及び県立中学校で使用する「全種目」の教科用図書の採択について協議が行われた。

### 2 報告内容

各採択地区協議会及び各県立中学校における教科用図書の採択についての協議結果

### 3 結果

別紙参照

### 4 参考法令等

(1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設置しなければならない。

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く）において使用する教科用図書の採択は、… 種目ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

3 公立の中学校で… 高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（学校）… において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書を採択するものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

【別紙】

各採択地区及び県立中学校で使用する「全種目」の教科用図書採択についての協議結果一覧

（令和3年度～6年度使用）

採択地区等 種目	国頭	中頭	那覇	島尻	宮古	八重山	竹富	与勝 緑が丘	球陽	開邦
国語	三省堂	三省堂	光村	光村	東書	東書	東書	三省堂	三省堂	光村
書写	教出	東書	東書	東書	東書	教出	東書	東書	東書	光村
社会(地理分野)	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国
社会(歴史分野)	東書	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国
社会(公民分野)	東書	帝国	東書	東書	帝国	育鵬社	帝国	帝国	帝国	帝国
地 図	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国
数 学	啓林館	東書	東書	東書	東書	東書	教出	数研	数研	大日本
理 科	啓林館	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	啓林館
音楽(一般)	教出	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸
音楽(器楽)	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教出	教芸	教芸	教芸
美 術	日文	光村	日文	日文	光村	日文	日文	日文	光村	開隆堂
保健体育	学研	東書	学研	東書	学研	学研	学研	東書	東書	大修館
技術分野	教図	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	開隆堂
家庭分野	教図	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	開隆堂
英 語	光村	光村	教出	開隆堂	光村	開隆堂	三省堂	光村	光村	三省堂
道 徳	光村	日文	日文	日文	光村	日文	日文	東書	日文	光村

\* 教科書会社の略称について

- ・教 図：教育図書
- ・日 文：日本文教出版
- ・教 出：教育出版
- ・開隆堂：開隆堂出版
- ・数 研：数研出版
- ・東 書：東京書籍
- ・帝 国：帝国書院
- ・大日本：大日本図書
- ・学 研：学研教育みらい
- ・育鵬社：育鵬社
- ・教 芸：教育芸術社
- ・啓林館：新興出版社啓林館
- ・光 村：光村図書出版
- ・三省堂：三省堂